

## 特定秘密保護法案の衆議院での採決強行に抗議し、 参議院において廃案とすることを求める会長声明

平成25年11月26日、特定秘密保護法案の採決が強行され、衆議院を通過した。この強行採決は、前日に福島市で開催された地方公聴会で意見を述べた7人が全て同法案に反対ないし慎重な審理を求めていることを無視してなされたものである。民意の無視は、15日間という異例の短かさで集められたパブリックコメントにおける約8割の反対意見に全く耳を傾けずに法案を提出したことに既に表れていた。同法案は内容及び審議手続きの両面において憲法及び現代政治の鉄則である民主主義に反するものと言わざるをえない。

同法案は、国民の表現の自由、思想良心の自由及びプライバシー権などの基本的人権を侵害する危険性を有していることから、その制定に強く反対する旨、当会において繰り返し声明を発表してきた。

衆議院においては修正協議がなされたが、得られた修正案においてもそれらの危険性は減じられていない。むしろ、修正により、秘密の指定期間が30年から最長60年に増え、更に延長可能な例外まで設けられるなどしており、問題点が増幅するに至っている。また、修正案においては内閣総理大臣が特別秘密の指定・解除等についての指揮監督を行うものとされたが、そもそも政府を代表する存在である内閣総理大臣が第三者的な役割を果たすことは期待できない。その一方で、秘密指定の適正性を担保するための第三者機関の設置に関しては、付則において検討課題とされたに過ぎない。

また、本法案の審議に際しては、本年6月、南アフリカ共和国ツワネで公表された秘密と知る権利との調整を図るための国際的な立法指針である「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（ツワネ原則－70か国に及ぶ人権や安全保障などの専門家、国連関係者が2年間にわたり議論し、立法の際のガイドラインとしてまとめた指針）との整合性についても検討されていない。

このような基本的人権の制約に関わる法案であるにもかかわらず、本法案は特別委員会で僅かに約44時間程度の審議をしたのみで採決が強行された。これは極めて拙速であり、法案のもたらす重大な影響に鑑みると到底是認できない。

当会は、同法案の拙速な採決に強く抗議するとともに、良識の府である参議院において廃案とすることを要請するものである。

2013（平成25）年12月2日

釧路弁護士会

会長 斉藤道俊

（公印省略）